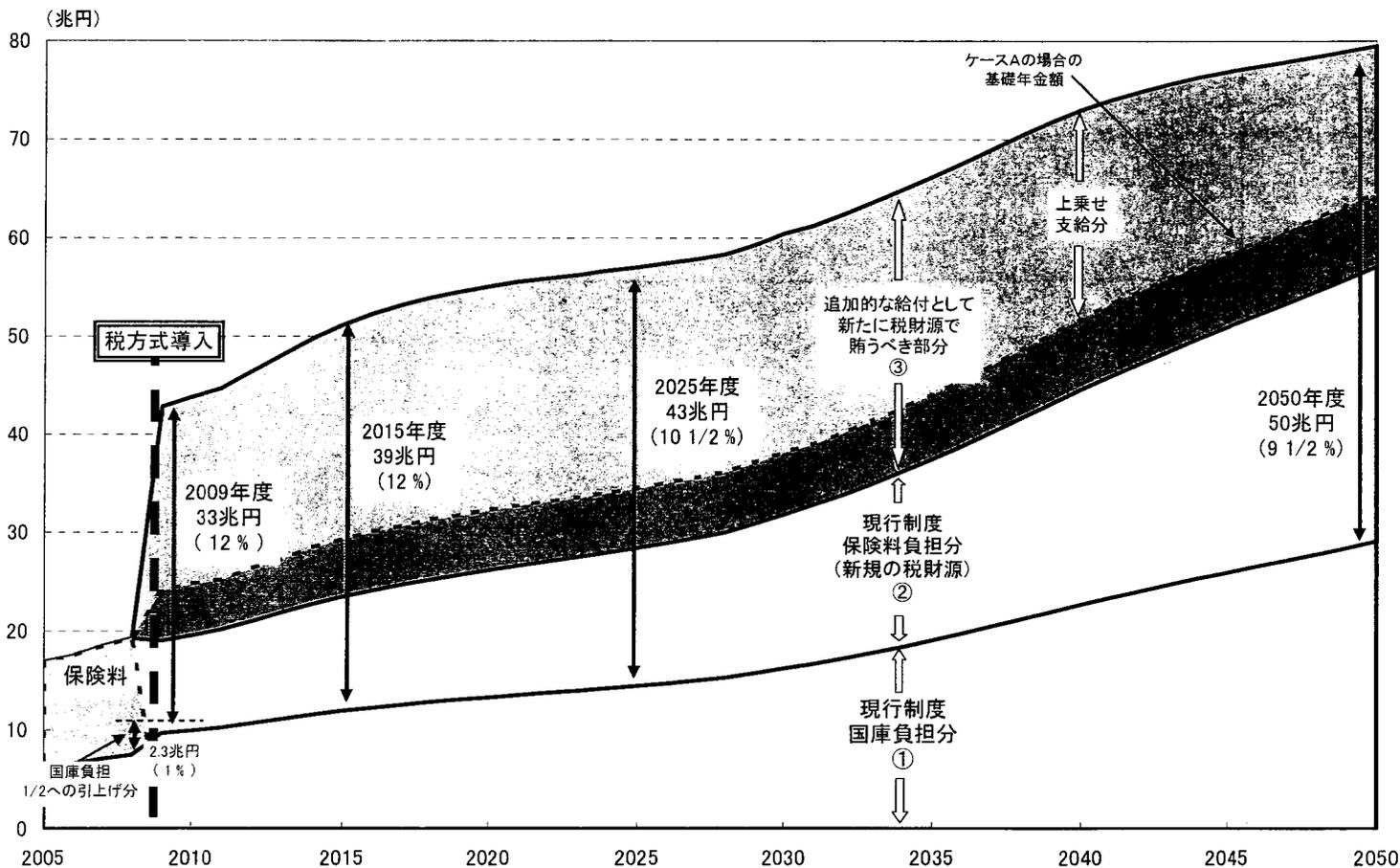


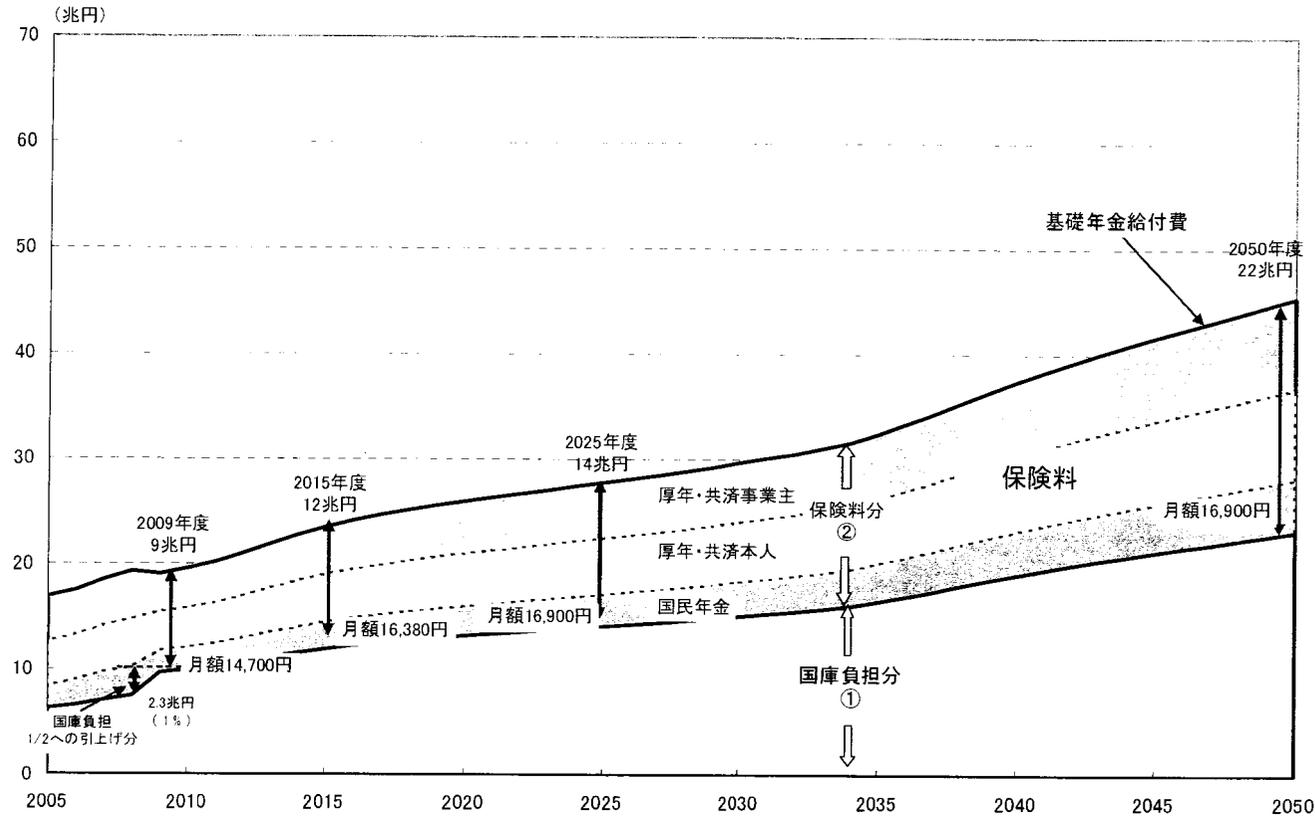
<税方式ケースC'> 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算(6.6万円相当分)して給付



年度	基礎年金 ①+②+③ 兆円	現行制度 国庫負担 ① 兆円	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ② 兆円	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③ 兆円	追加税額 ②+③		上乗せ 支給分 (再掲) 兆円
					兆円	消費税率換算 %	
2009	43	10	9	24	33	12	19
2015	51	12	12	28	39	12	22
2025	57	14	14	29	43	10 1/2	22
2050	80	29	28	22	50	9 1/2	15

(経済前提: II-2)

< 現行制度 >

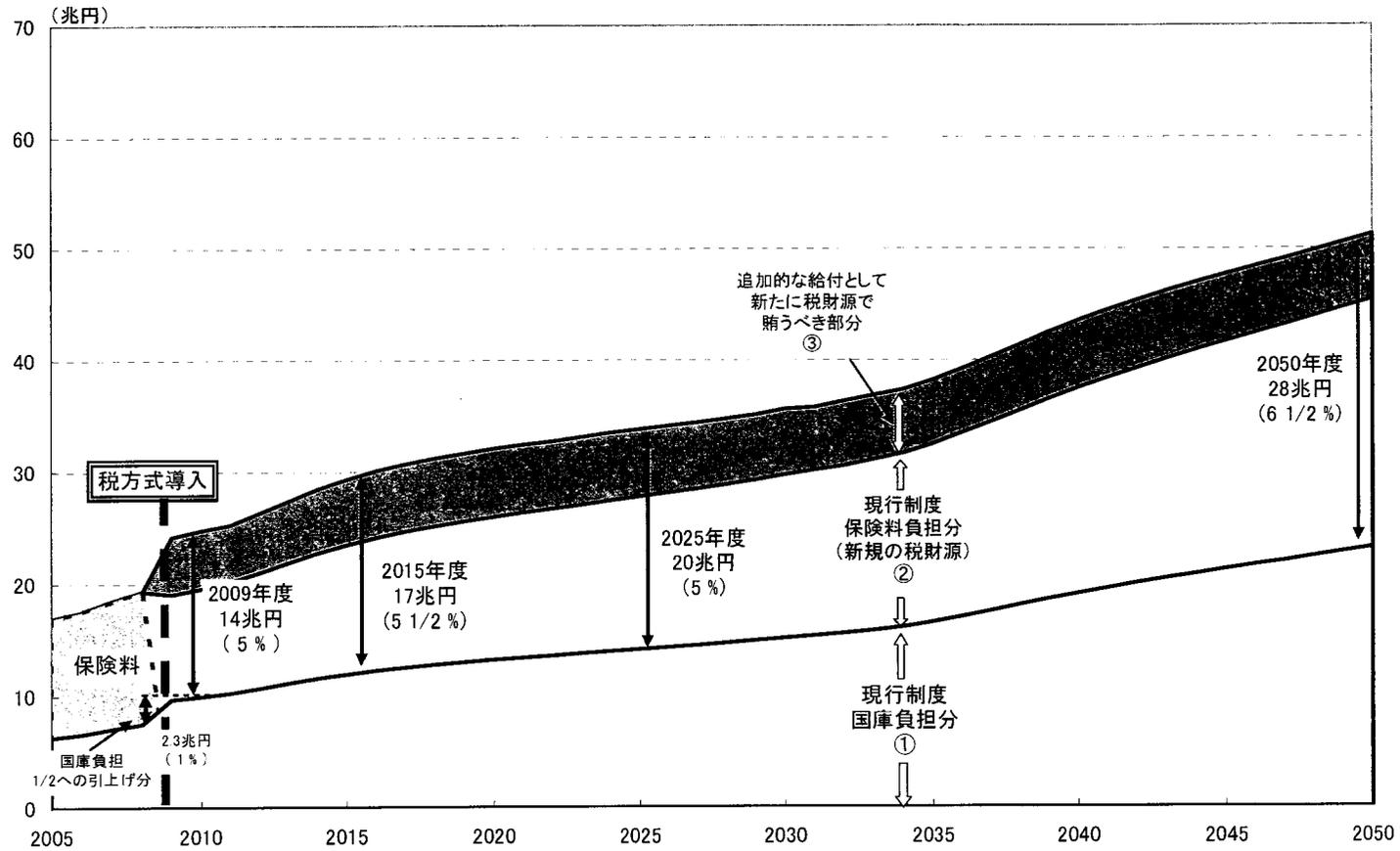


※月額の数値は、国民年金の保険料(平成16年度価格)である。

年度	基礎年金 給付費 ①+② 兆円	国庫負担 ① 兆円	保険料 ② 兆円	国民年金分 兆円	厚生年金分		共済組合分	
					事業主 兆円	本人 兆円	事業主 兆円	本人 兆円
2015	23	12	12	3	4	4	1	1
2025	28	14	14	3	5	5	1	1
2050	45	23	22	5	8	8	1	1

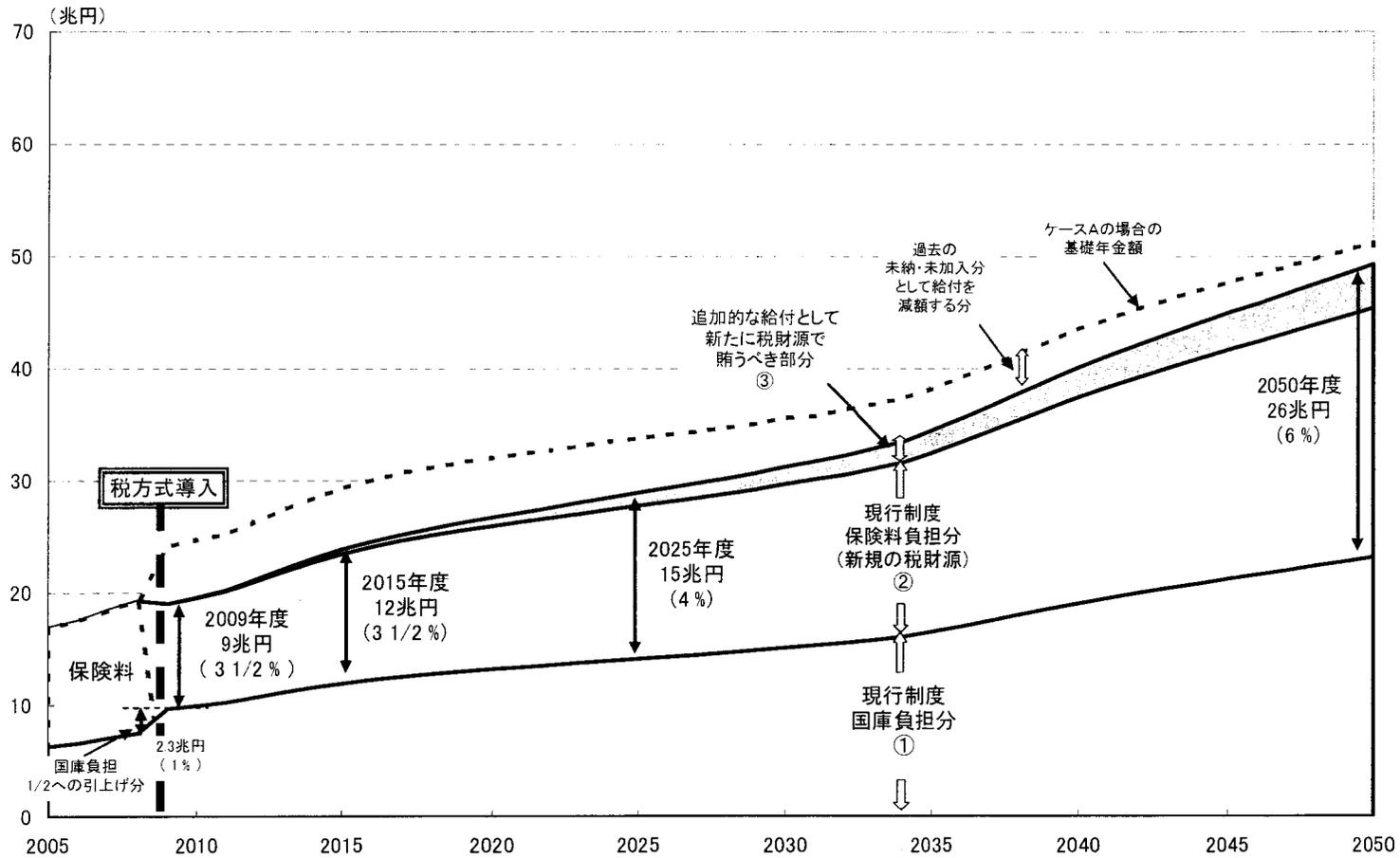
(注)上記の保険料は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

＜税方式ケースA＞ 過去の納付状況に関係なく一律給付



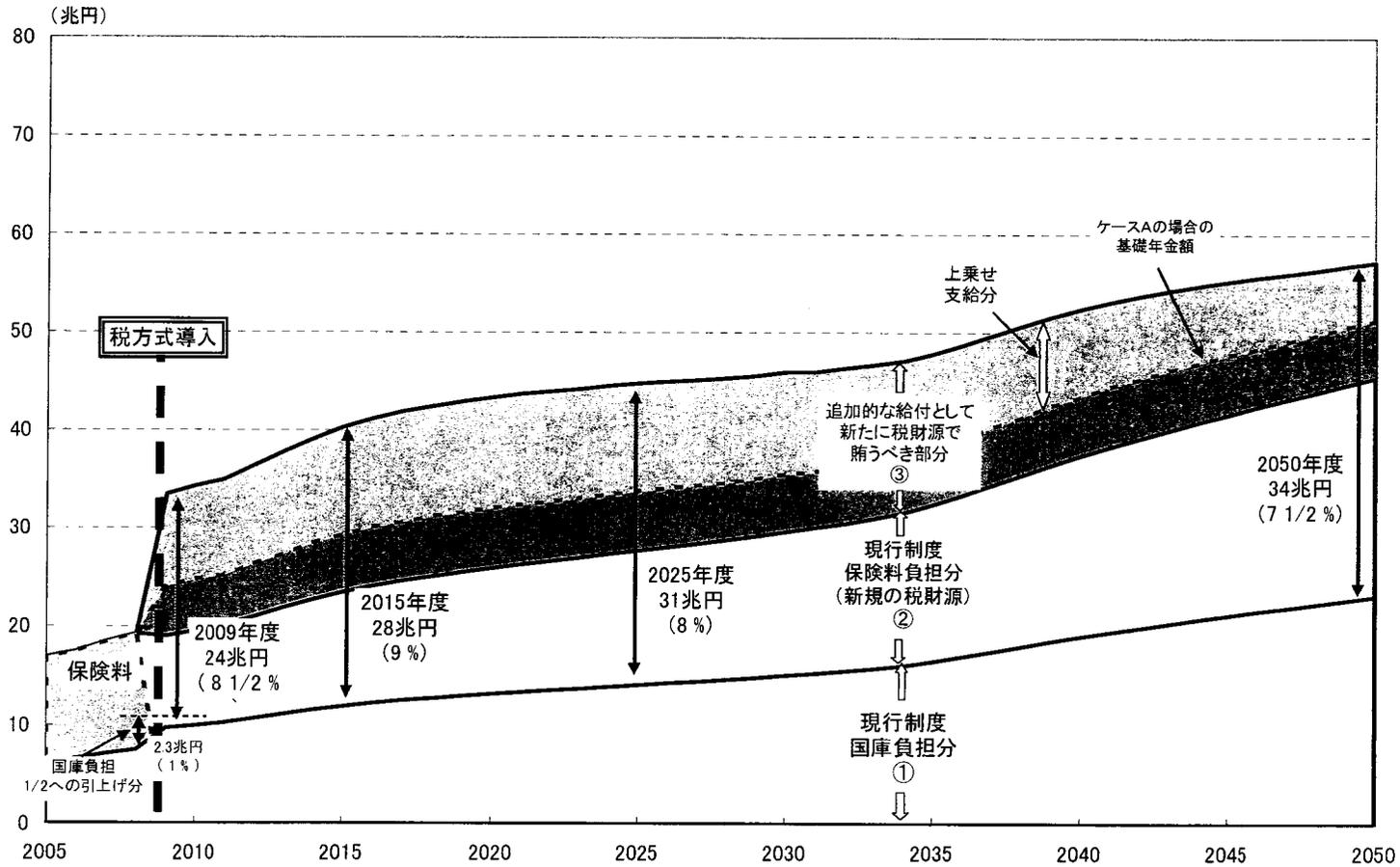
年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算
						兆円
2009	24	10	9	5	14	5
2015	29	12	12	6	17	5 1/2
2025	34	14	14	6	20	5
2050	51	23	22	6	28	6 1/2

＜税方式ケースB＞ 過去の保険料未納期間に応じて減額



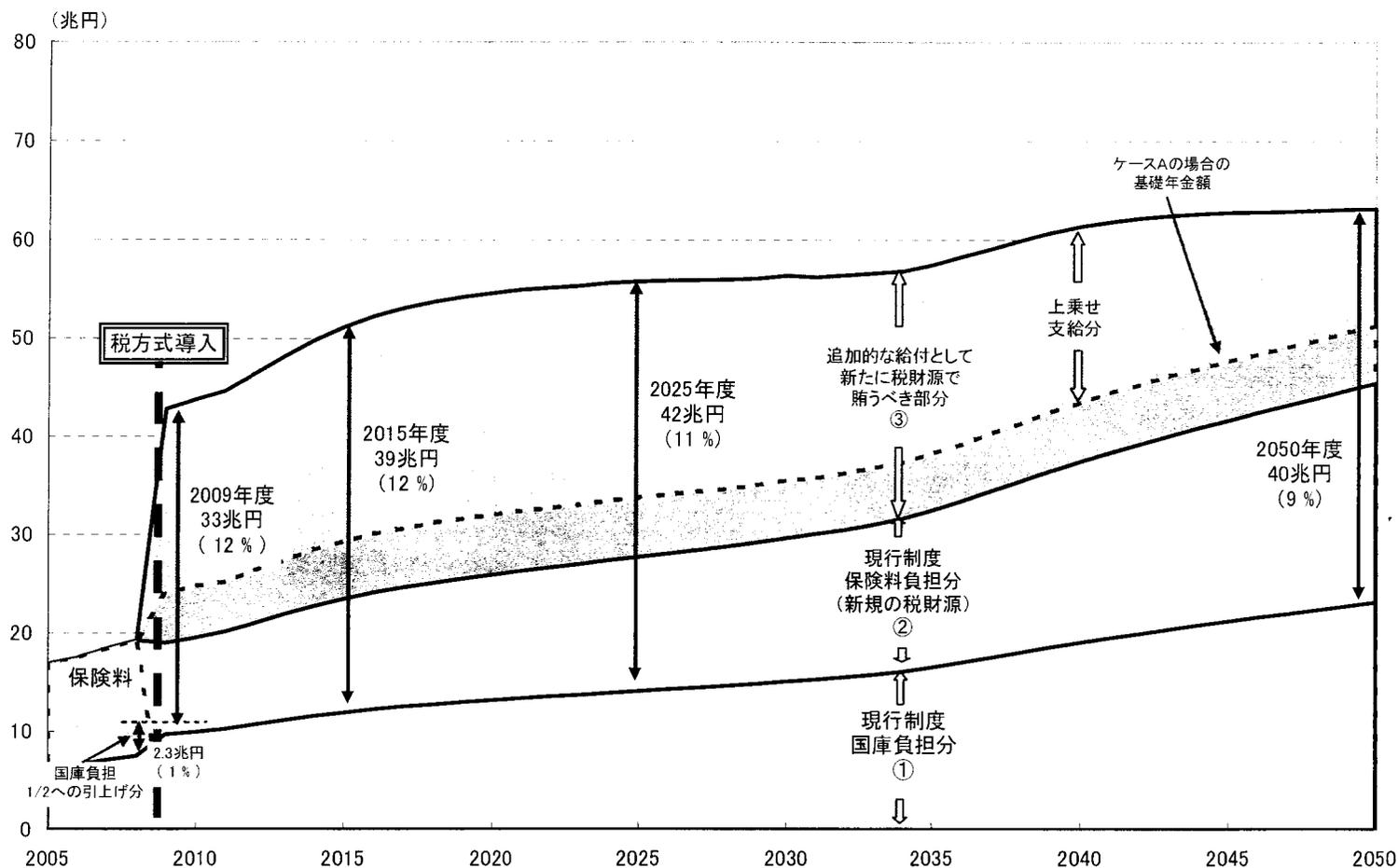
年度	基礎年金 ①+②+③ 兆円	現行制度 国庫負担 ① 兆円	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ② 兆円	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③ 兆円	追加税額 ②+③ 兆円	消費税率換算	過去の未納分 として給付を 減額する分 兆円
						%	
2009	19	10	9	0	9	3 1/2	▲ 5
2015	24	12	12	0	12	3 1/2	▲ 5
2025	29	14	14	1	15	4	▲ 5
2050	49	23	22	4	26	6	▲ 2

<税方式ケースC> 過去の保険料納付相当分を加算(3.3万円相当分)して給付



年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算	上乗せ 支給分 (再掲)
						兆円	
2009	33	10	9	14	24	8 1/2	9
2015	40	12	12	17	28	9	11
2025	45	14	14	17	31	8	11
2050	57	23	22	12	34	7 1/2	6

＜税方式ケースC＞ 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算(6.6万円相当分)して給付



年度	基礎年金 ①+②+③ 兆円	現行制度 国庫負担 ① 兆円	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ② 兆円	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③ 兆円	追加税額 ②+③ 兆円	消費税率換算	上乗せ 支給分 (再掲) 兆円
						%	
2009	43	10	9	24	33	12	19
2015	51	12	12	28	39	12	22
2025	56	14	14	28	42	11	22
2050	63	23	22	18	40	9	12

# ミクロ試算

(現行制度と税方式化案がそれぞれ家計・企業に与える影響を示したミクロ的な試算)

## 《 ミクロ試算を行う上で必要となる前提》

- 仮に、基礎年金を税方式化し、その財源を消費税で賄うこととした場合に、

### ① 現行制度で負担している基礎年金相当分の保険料軽減額

- ※ 勤労者世帯では、家計調査における勤労者世帯の公的年金保険料支払額を全て厚生年金の保険料額とみなして、これに基礎年金分の保険料割合(4.0%/14.996%)を乗じた額を基礎年金相当分の保険料軽減額とする。  
(国庫負担割合を2分の1に引き上げることを前提とした2009年度における厚生年金の基礎年金拠出金(保険料負担分)は料率換算で4.0%)
- ※ 厚生年金保険料が減少することにより、企業負担は約3~4兆円(保険料率2.0%相当分)軽減される。
- ※ 自営業者等世帯では、国民年金被保険者実態調査によると1世帯当たりの国民年金第1号被保険者数は1.7人となっているため、国民年金保険料(2007年度14,100円)の1.7倍を基礎年金相当分の保険料軽減額とする。

### ② 消費税負担の増加分

をそれぞれ、家計ベースで計算し、両者の差額をみることで、税方式化が家計に与える影響を試算した。

- マクロ的な試算における移行ケースのA、B、C及びC'を前提として、それぞれのケースを試算。このとき、移行時点で追加的に必要な当面の消費税率は、ケースA : 5%、ケースB : 3½%、ケースC : 8½%、ケースC' : 12%となる(マクロ試算の結果参照(P16))。
- 家計のデータは、「家計調査」(総務省統計局)の2007年平均の数値を用いる。家計調査において、収入・支出の両面が調査されている勤労者世帯については、年間収入5分位階級別にみた家計、世帯主の年齢階級別にみた家計、妻の就業状況別にみた家計、単身世帯の家計について、それぞれ試算する。また、一般的な高齢者世帯として、高齢夫婦無職世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦二人のみの無職世帯)についても試算する。
- 収入面の調査がない自営業世帯については、勤労者世帯と同じ収入であれば同じ程度に消費するという割り切った仮定を置き、消費税負担の増加額を計算し、その収入に応じた国民年金保険料の負担額と対比した。なお、パート・アルバイト等で厚生年金の適用となっていない被用者で国民年金の第1号被保険者の世帯の場合も、このケースと同様の影響となる。
- なお、本試算においては消費税率の増加分がそのまま価格に転嫁される前提にしているが、それによって消費者物価が上昇し、家計における消費行動に変化が生じることや、高齢者の年金額が改定されることによる高齢者の収入の増加の影響は織り込んでいない。

〔家計ベースの影響試算の留意点〕

- 国民経済計算(SNA)のマクロ統計と家計調査とは必ずしも整合的になっていないという観点から、結果の解釈には十分な留意が必要。

マクロ統計であるSNAにおける平成18年度の国内家計最終消費支出は約283兆円となっている。

一方、家計調査における1世帯当たりの消費支出は年間310万円であり、これに世帯数の5,000万を乗じても約150兆円にしかならないことから、今回の試算のように、家計調査を用いて計算した消費税負担額は、SNAとの対比でみて、明らかに過小に見込まれていると考えられる。

例えば、家計における消費支出に基づく試算には、住宅購入時における家屋分の消費税負担が含まれていない。  
住宅購入の場合にも家屋分については消費税が課税されるが、住宅購入に係る支出は家計調査では家屋分も含め全体が消費支出ではなく、財産購入という整理になっている。

上記の状況に鑑み、家計調査の消費支出を用いて消費税負担額を正確に計算することは困難であるが、今回の試算では、

- ① 消費支出に一律の消費税率を乗じることにより得た額
- ② 消費支出のうち、明らかに消費税が課税されないものとして、「家賃・地代」、「保健医療サービス」、「授業料等」、「仕送り金」を控除した消費支出に一律の消費税率を乗じることにより得た額

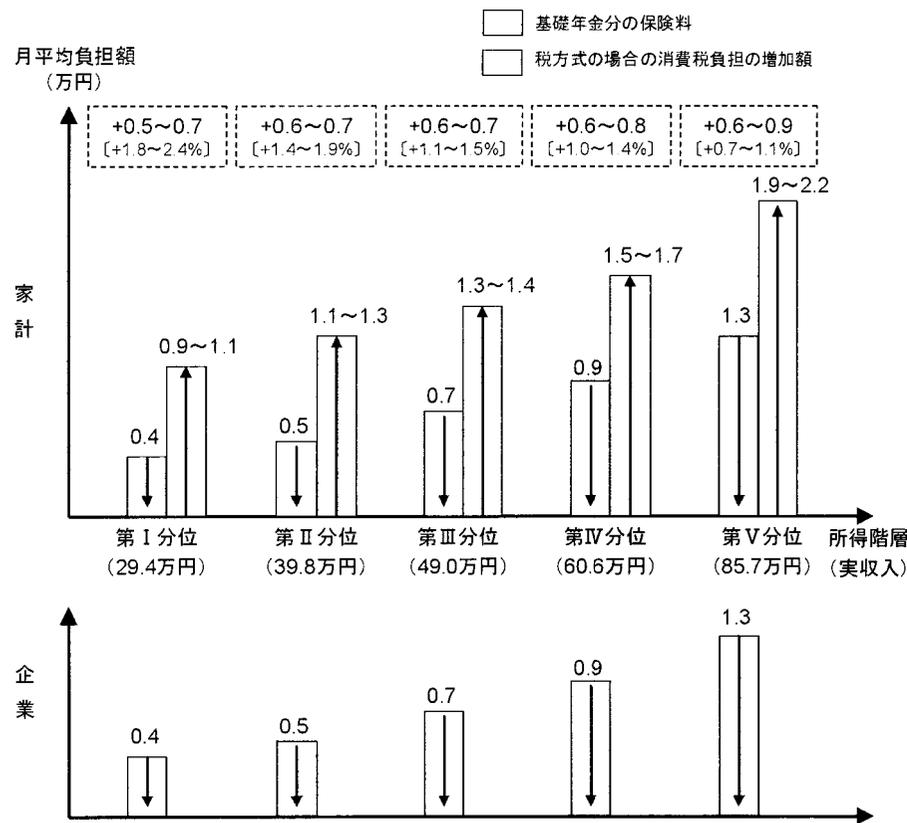
の両方を計算し、その両者を幅で表示したところである。

〔 ミクロ試算1 移行パターンのケースA(過去の納付状況に関係なく一律給付)の場合 〕

(1) 所得階層別にみた影響

〔 勤労者世帯モデルのケース 〕

- 勤労者世帯は、どの収入階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。
- 実収入に対する比率をみると、所得階層の低い方が増加率が大きくなっており、低所得層の負担が相対的に大きくなる。



※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引き額を示している。なお、[ ]内の数値は、実収入に対する変化率。

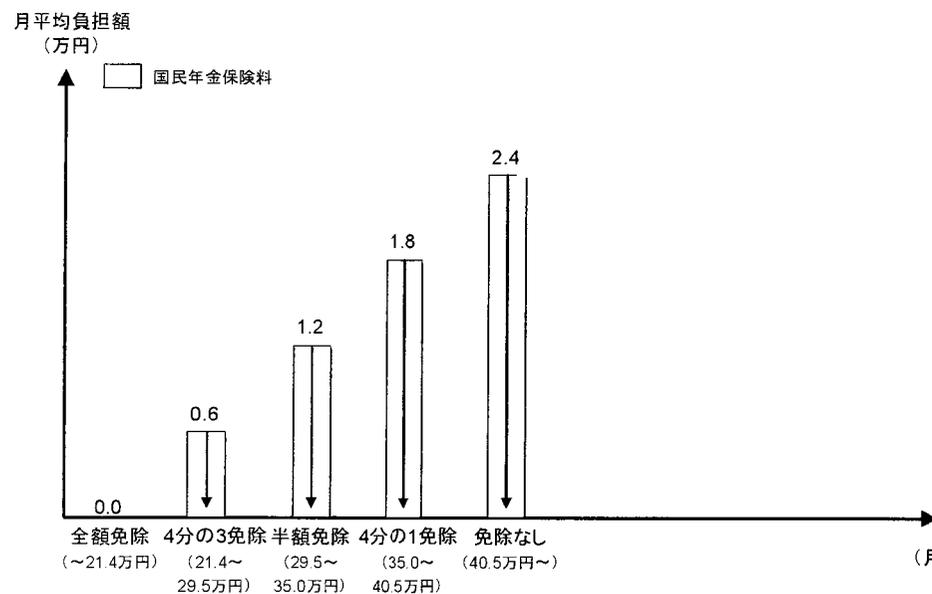
※1 「勤労者世帯」の定義は「世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯」となっており、妻が専業主婦の世帯や共働き世帯など様々な形態の世帯が含まれている。平成19年家計調査では、平均世帯人員3.45人、平均有業人員1.66人となっている。

※2 基礎年金分の保険料は、家計調査における勤労者世帯の公的年金保険料支払額に基礎年金分の保険料割合(4.0%/14.996%)を乗じた額としている。

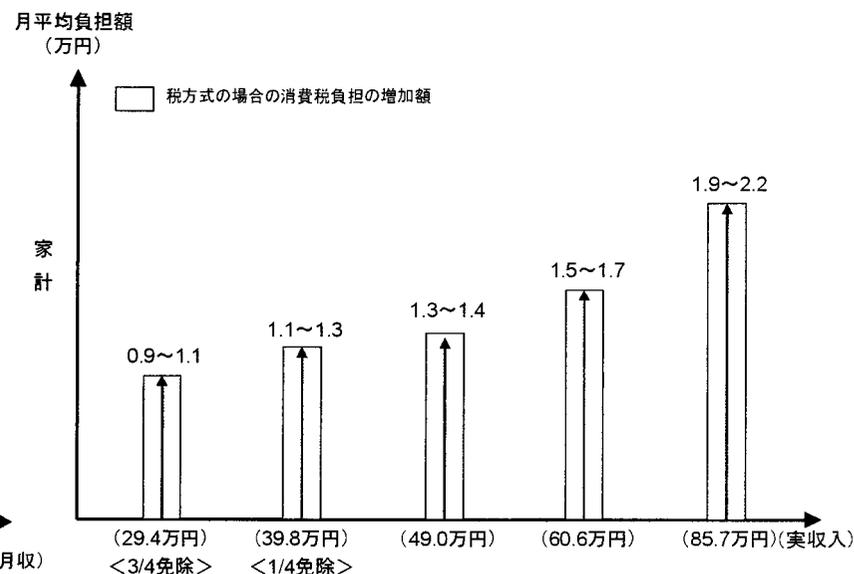
## 〔自営業者等世帯モデルのケース〕

- 自営業者等世帯モデルでは、家計調査において自営業世帯の収入データがないなどの制約から、勤労者世帯と同じ収入であれば、同じ程度に消費するという割り切った仮定を置いて、消費税負担の増加を計算している。
- その結果、月収100万円を超えるような高所得階層の者を除き、全般的には、消費税負担の増加額よりも保険料負担の軽減額の方が大きくなるが、低所得で保険料免除の対象となっている世帯にとっては、消費税負担の増加により負担が増加する。

### 国民年金保険料の軽減額



### 収入階級別にみた消費税負担の増加額



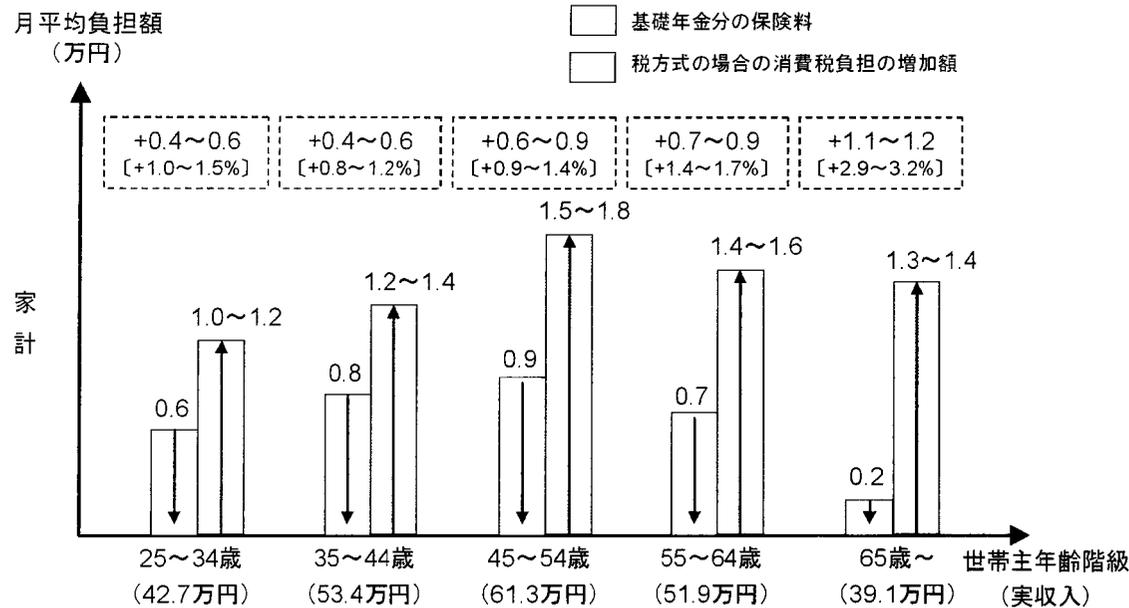
※1 国民年金被保険者実態調査によると1世帯当たりの国民年金第1号被保険者数は1.7人となっているため、保険料軽減額は国民年金保険料の1.7倍としている。また、保険料免除の適用区分の月収は、4人世帯における免除基準により設定している。

※2 パート・アルバイト等で厚生年金の適用となっていない者の世帯についても、このケースと同様になる。ただし、所得階層が比較的低い世帯が多いものと考えられる。

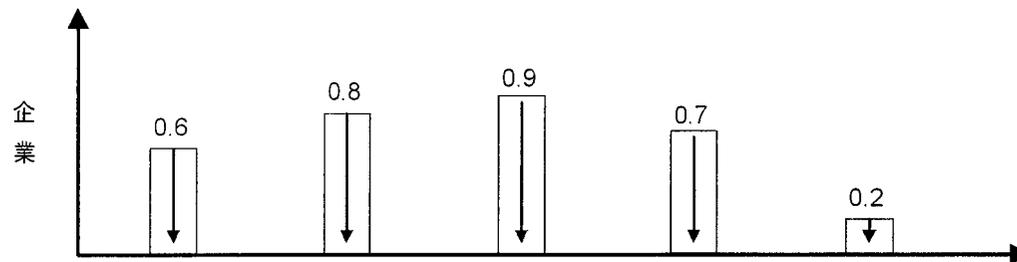
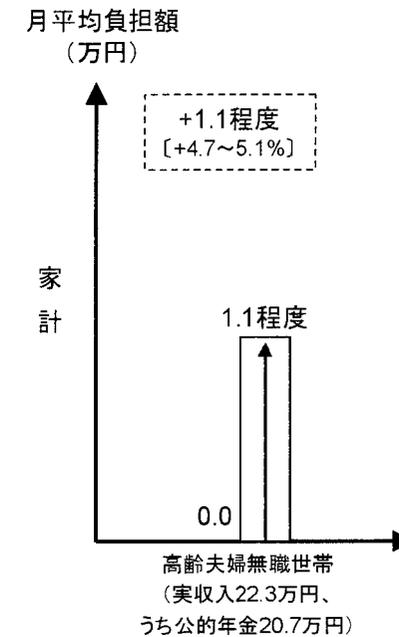
## (2) 年齢階級別にみた影響

- 勤労者世帯を年齢階級別にみても、どの年齢階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。  
特に、65歳以上の場合、保険料が軽減される額が小さくなり、消費税負担の増加額との差が大きくなる。
- また、65歳以上の年金受給者についてみると、消費税負担の増加により負担が増加する。

### < 勤労者世帯 >



### < 年金受給世帯 >



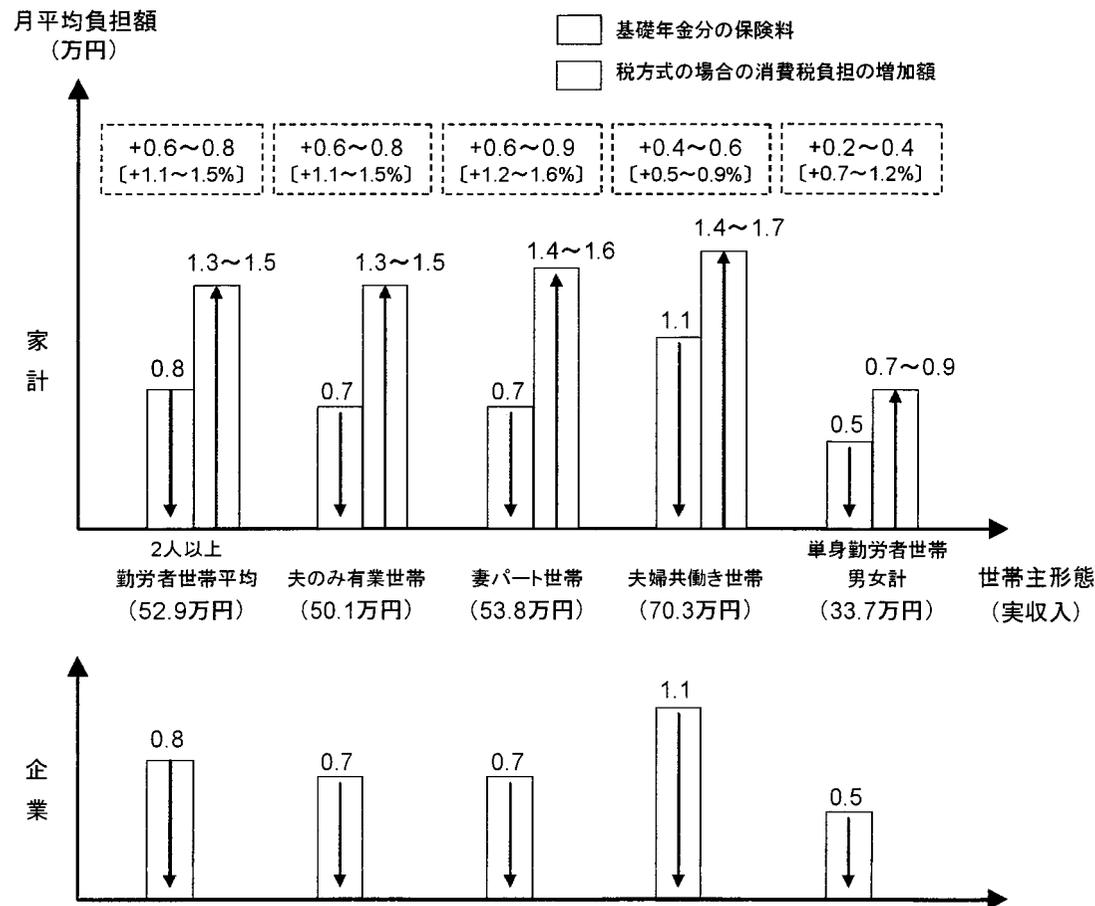
※ ケースAでは、過去の拠出実績を全く勘案せず、全員に全額支給を行うため、移行に伴って、低年金・無年金だった者の場合は、年金給付額が増加する。

※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引き額を示している。なお、[ ]内の数値は、実収入に対する変化率。

### (3) 世帯形態別にみた影響

- 勤労者世帯を妻の働き方の別にみると、いずれの世帯形態においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなるが、夫婦共働きの場合には、相対的に差引額が小さくなっている。
- また、単身世帯においても、保険料軽減額に比べて消費税負担の増加額の方が多くなっている。

#### < 勤労者世帯 >



※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引額を示している。なお、[ ]内の数値は、実収入に対する変化率。

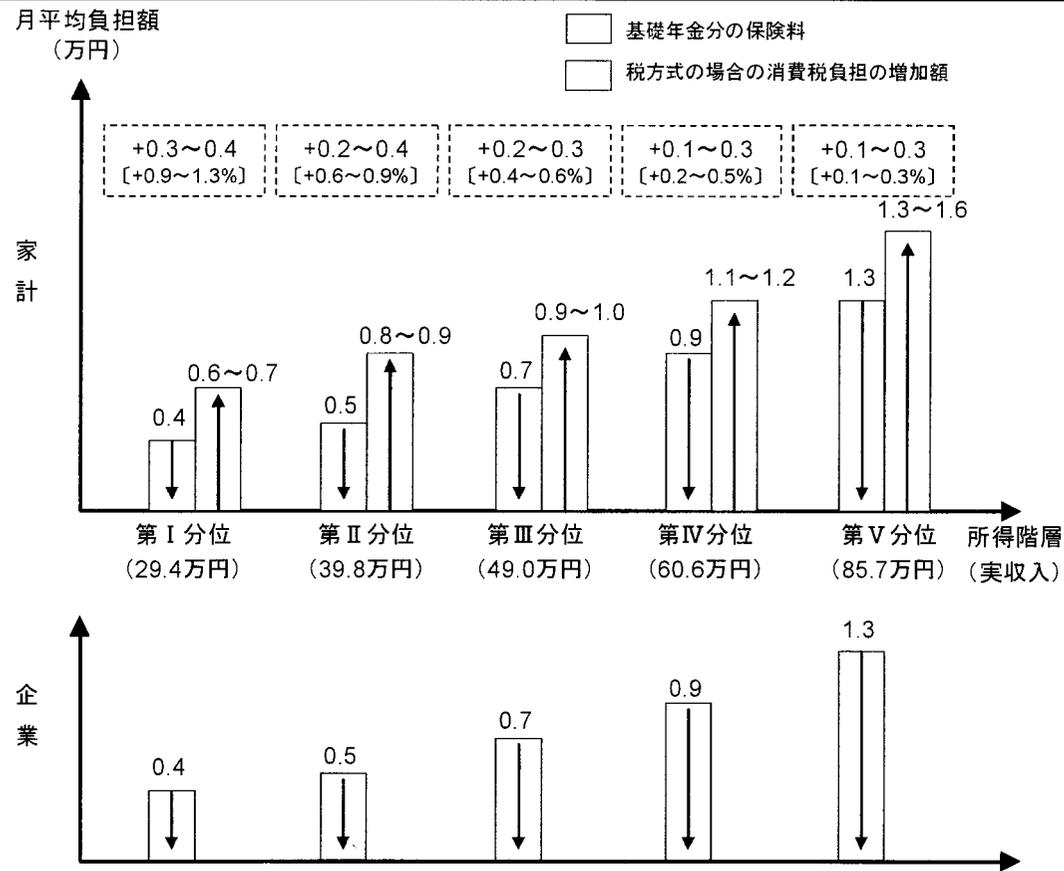
※ 妻パート世帯は有業者が夫婦のみの世帯で妻の収入が8万円未満、夫婦共働き世帯は妻の収入が8万円以上の世帯

〔 ミクロ試算2 移行パターンのケースB(過去の保険料未納期間に応じて減額)の場合 〕

(1) 所得階層別にみた影響

〔 勤労者世帯モデルのケース 〕

- 勤労者世帯は、どの収入階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。
- 実収入に対する比率をみると、所得階層の低い方が増加率が大きくなっており、低所得層の負担が相対的に大きくなる。



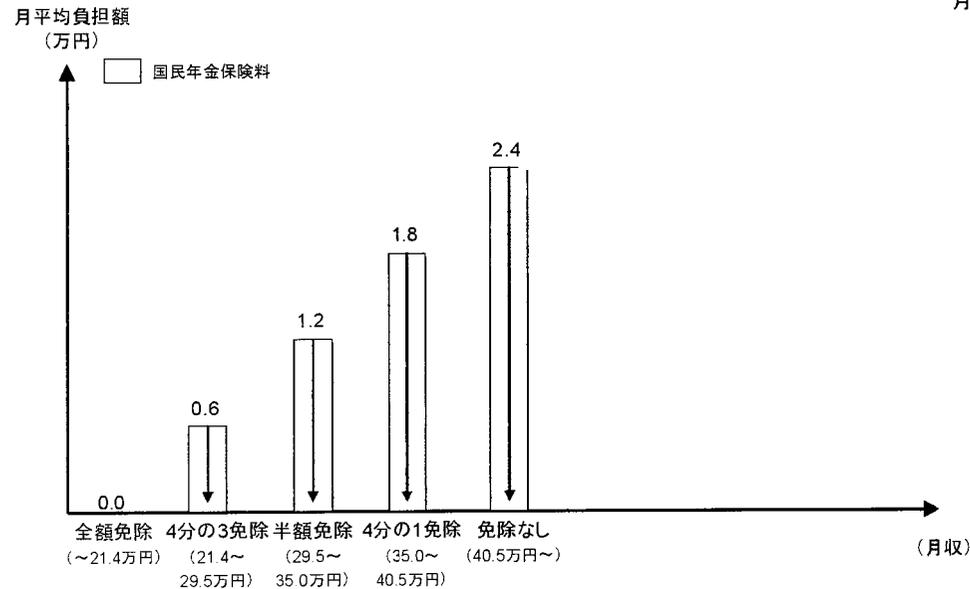
※1 「勤労者世帯」の定義は「世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯」となっており、妻が専業主婦の世帯や共働き世帯など様々な形態の世帯が含まれている。平成19年家計調査では、平均世帯人員3.45人、平均有業人員1.66人となっている。

※2 基礎年金分の保険料は、家計調査における勤労者世帯の公的年金保険料支払額に基礎年金分の保険料割合(4.0%/14.996%)を乗じた額としている。

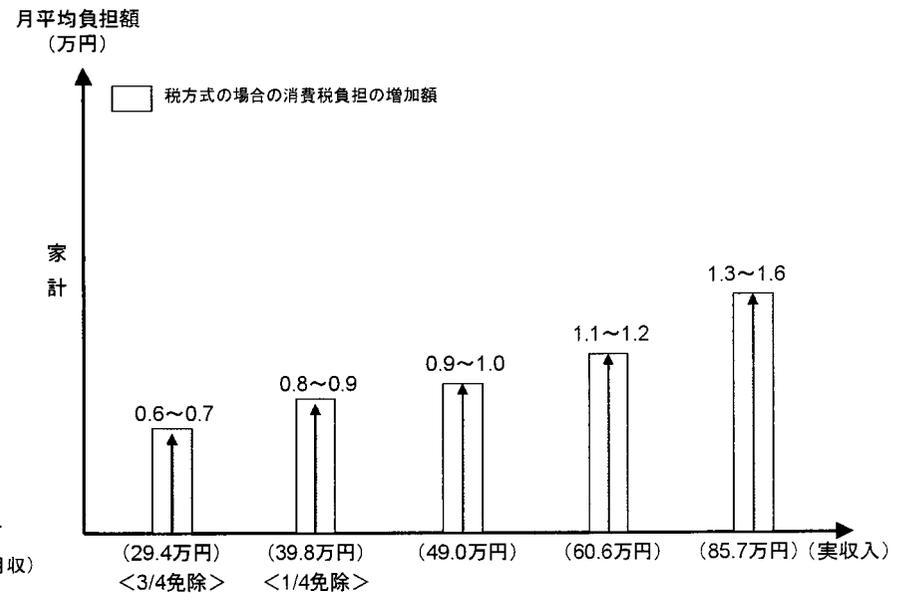
## 〔自営業者等世帯モデルのケース〕

- 自営業者等世帯モデルでは、家計調査において自営業者世帯の収入データがないなどの制約から、勤労者世帯と同じ収入であれば、同じ程度に消費するという割り切った仮定を置いて、消費税負担の増加を計算している。
- その結果、全般的には、消費税負担の増加額よりも保険料負担の軽減額の方が大きくなるが、低所得で保険料免除の対象となっている世帯にとっては、消費税負担の増加により負担が増加する。

### 国民年金保険料の軽減額



### 収入階級別にみた消費税負担の増加額

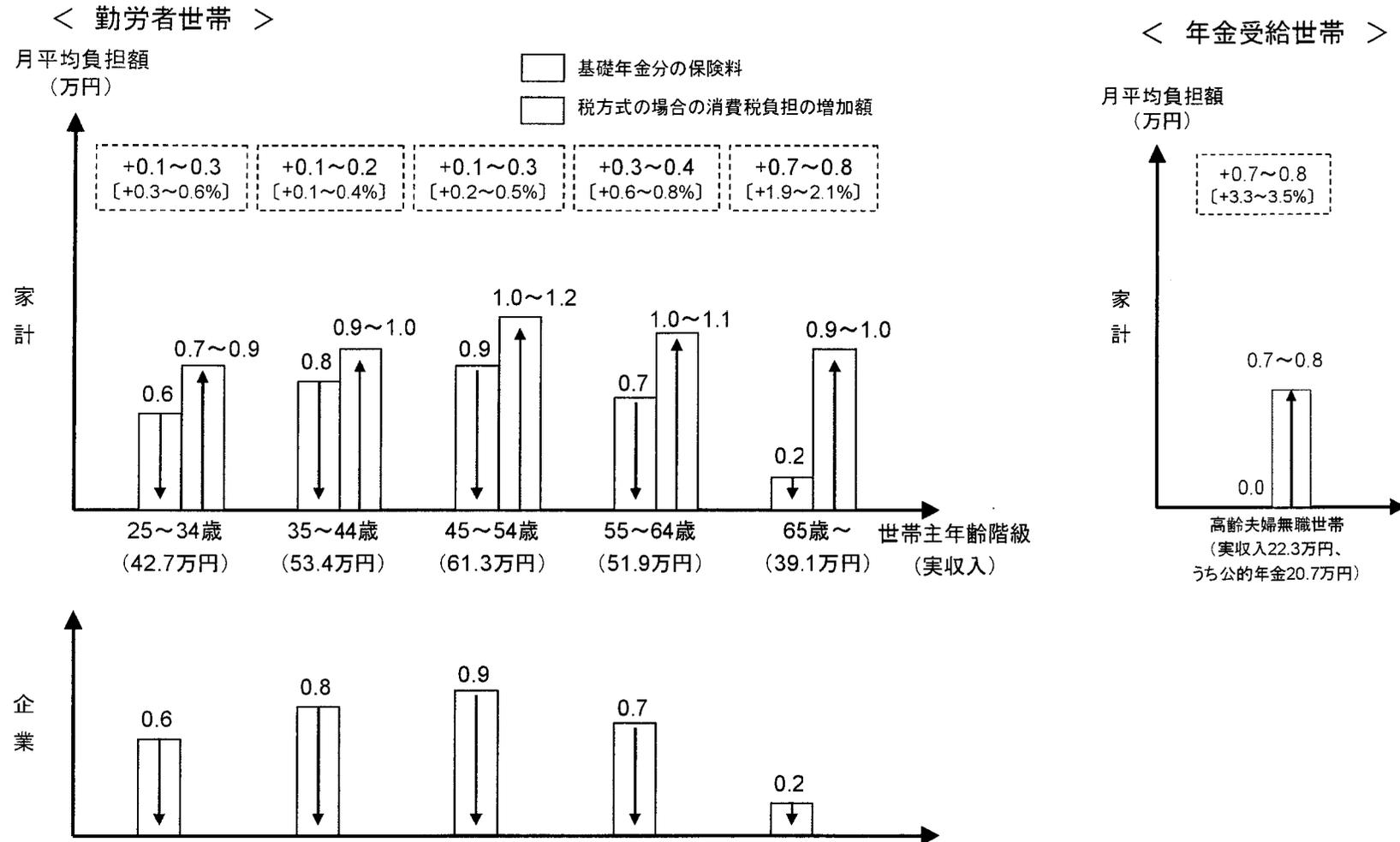


※1 国民年金被保険者実態調査によると1世帯当たりの国民年金第1号被保険者数は1.7人となっているため、保険料軽減額は国民年金保険料の1.7倍としている。また、保険料免除の適用区分の月収は、4人世帯における免除基準により設定している。

※2 パート・アルバイト等で厚生年金の適用となっていない者の世帯についても、このケースと同様になる。ただし、所得階層が比較的低い世帯が多いものと考えられる。

## (2) 年齢階級別にみた影響

- 勤労者世帯を年齢階級別にみても、どの年齢階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。  
特に、65歳以上の場合、保険料が軽減される額が小さくなり、消費税負担の増加額との差が大きくなる。
- また、65歳以上の年金受給者についてみると、消費税負担の増加により負担が増加する。



※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引き額を示している。なお、[ ]内の数値は、実収入に対する変化率。

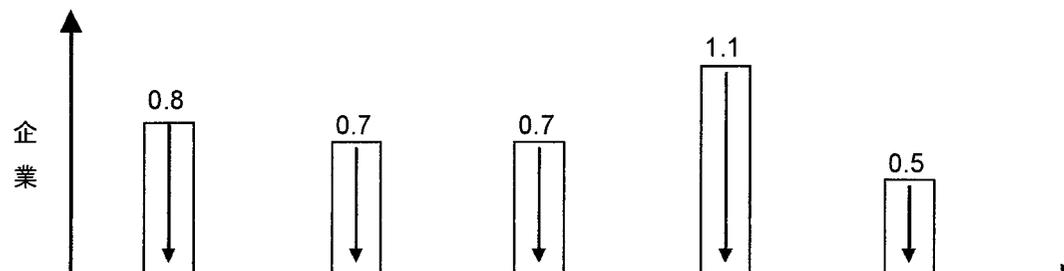
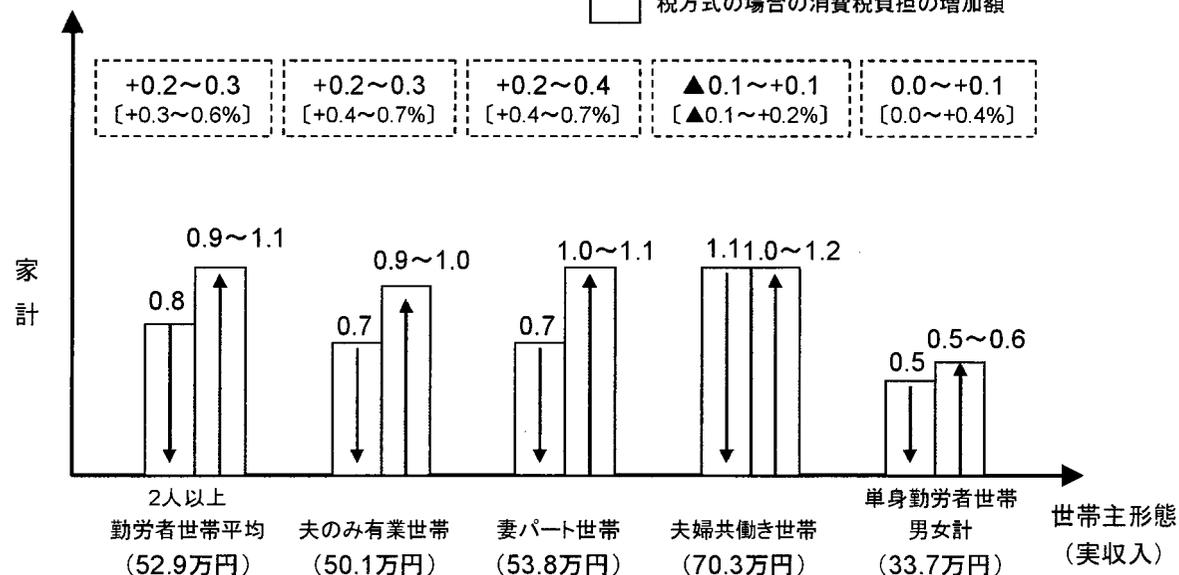
### (3) 世帯形態別にみた影響

- 勤労者世帯を妻の働き方の別に見ると、妻が無職またはパートの場合には、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなるが、夫婦共働きの場合には、保険料軽減額と消費税負担の増加額が概ね同程度となる。
- また、単身世帯については、保険料軽減額に比べて消費税負担の増加額の方がやや多くなっている。

#### < 勤労者世帯 >

月平均負担額  
(万円)

□ 基礎年金分の保険料  
□ 税方式の場合の消費税負担の増加額



※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引き額を示している。なお、[ ]内の数値は、実収入に対する変化率。

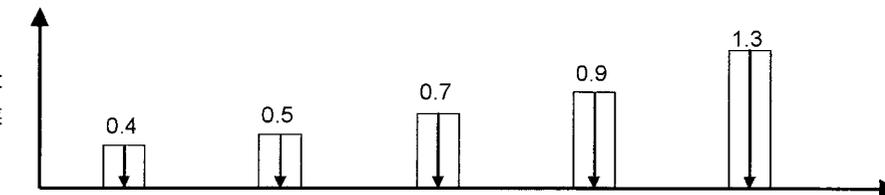
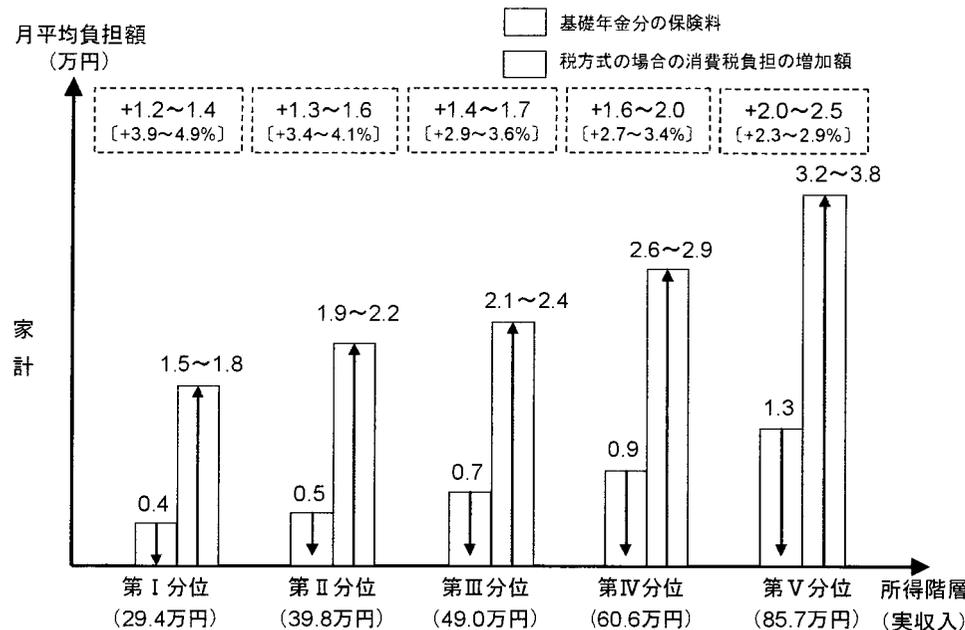
※ 妻パート世帯は有業者が夫婦のみの世帯で妻の収入が8万円未満、夫婦共働き世帯は妻の収入が8万円以上の世帯

[ ミクロ試算3 移行パターンのケースC(過去の保険料納付相当分を加算(3.3万円相当分)して給付)の場合 ]

(1) 所得階層別にみた影響

[ 勤労者世帯モデルのケース ]

- 勤労者世帯は、どの収入階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。
- 実収入に対する比率をみると、所得階層の低い方が増加率が大きくなっており、低所得層の負担が相対的に大きくなる。



※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引き額を示している。なお、[ ]内の数値は、実収入に対する変化率。

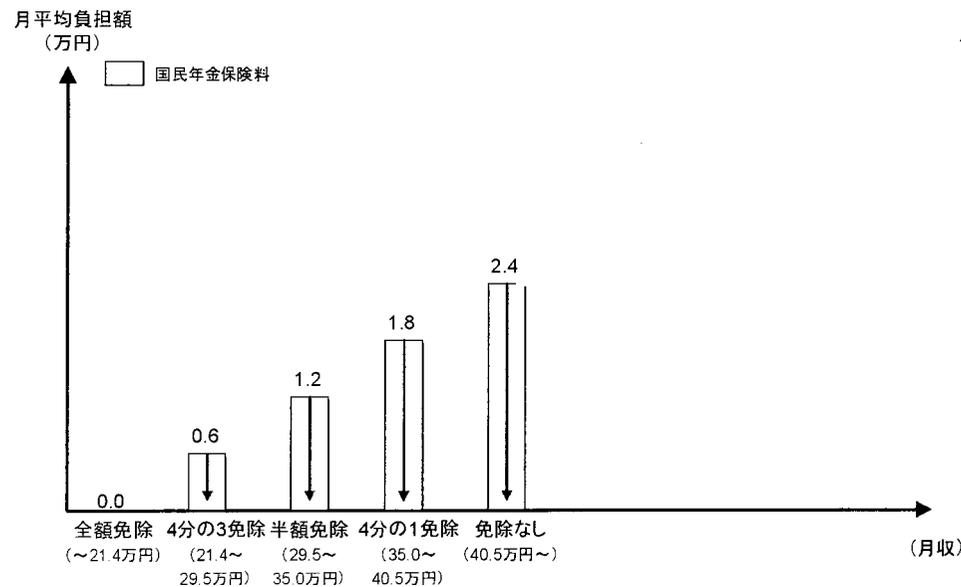
※1 「勤労者世帯」の定義は「世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯」となっており、妻が専業主婦の世帯や共働き世帯など様々な形態の世帯が含まれている。平成19年家計調査では、平均世帯人員3.45人、平均有業人員1.66人となっている。

※2 基礎年金分の保険料は、家計調査における勤労者世帯の公的年金保険料支払額に基礎年金分の保険料割合(4.0%/14.996%)を乗じた額としている。

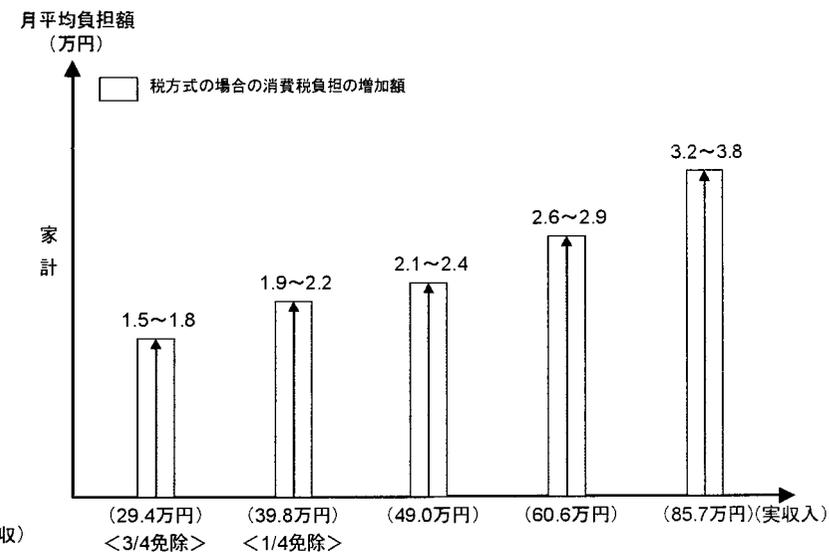
## 〔自営業者等世帯モデルのケース〕

- 自営業者等世帯モデルでは、家計調査において自営業世帯の収入データがないなどの制約から、勤労者世帯と同じ収入であれば、同じ程度に消費するという割り切った仮定を置いて、消費税負担の増加を計算している。
- その結果、所得階層が49万円程度の世帯では、消費税負担の増加額よりも保険料負担の軽減額の方が大きくなるが、その他の所得階層では、保険料負担の軽減額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなっている。

### 国民年金保険料の軽減額



### 収入階級別にみた消費税負担の増加額



※1 国民年金被保険者実態調査によると1世帯当たりの国民年金第1号被保険者数は1.7人となっているため、保険料軽減額は国民年金保険料の1.7倍としている。また、保険料免除の適用区分の月収は、4人世帯における免除基準により設定している。

※2 パート・アルバイト等で厚生年金の適用となっていない者の世帯についても、このケースと同様になる。ただし、所得階層が比較的低い世帯が多いものと考えられる。